

## よくある質問（Q&A）

### ア. 本給付金全体

**Q.本給付金は令和3年度または令和4年度に住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）の支給を受けた世帯についても、支給が行われるのですか。**

本給付金は、令和3年度または令和4年度に住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を受けた世帯についても、要件を満たす場合は支給されます。

対象と思われる世帯に対しては、令和4年11月7日（月曜日）に確認書を発送しています。

**Q.確認書が送られてきた場合は、必ず給付金を受給できますか。**

確認書表面の対象要件確認欄の下記2つの要件を両方とも満たすことが必要です。

- ・世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

**Q.給付対象世帯の定義は、住民票上の世帯という認識でよいですか。**

その通りです。

**Q.今回の給付金でいう扶養とは、どのような扶養ですか。**

税法上の扶養となります。例えば、健康保険上の扶養は、今回の給付金を受給するうえで問題になりません。

**Q.住民税非課税世帯向けの給付金を受け取って、さらに家計急変世帯向けの給付金も受け取ることは出来ますか。**

住民税非課税世帯向けの給付金を受けた世帯の方を含む世帯は、家計急変世帯向けの給付金を受け取ることは出来ません（逆の場合も同様です）。

**Q.生活保護を受けていますが、本給付金を受け取ることは可能ですか。**

生活保護を受けている方も、本給付金を受け取ることは可能です（令和4年9月30日時点で保護停止中の方を除く）。

なお、一般的な取り扱いと同様、生活保護制度における世帯に関わらず、住民基本台帳により令和4年9月30日の世帯単位で課税状況を判定します。

[※]例えば、住民票における世帯が、世帯主（生活保護受給者、非課税）、子（課税）である場合、その世帯は住民税非課税世帯向けの給付対象とはなりません。

**Q.生活保護を受けていますが、本給付金は収入認定されますか。**

本給付金は、生活保護制度上、収入として認定しない取り扱いとなります。

**Q.手続きは、窓口でもできますか。**

窓口での申請は、原則、受け付けておりません。多くの方が手続きされることで窓口の混雑が予想されることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、オンライン若しくは郵送によりお手続きください。

**イ. 住民税非課税世帯の方**

**Q.給付金はいつからもらえるのでしょうか。**

対象と思われる世帯には、令和4年11月7日（月曜日）に世帯主宛へ確認書類を送付しました。内容を確認のうえ、オンライン（若しくは郵送）にて返信ください。

**Q.オンライン申請とは何ですか。**

住民税非課税世帯向けの給付金手続きでは、オンラインによる返信が可能です。

市が送付する確認書類に、オンライン申請用番号とQRコードが付いています。

QRコードをスマートフォン等で読み取り、専用サイトで必要事項を入力することで手続きが完了します。

**Q.住民税非課税世帯向けの給付金対象となる世帯は、どのように判定するのですか。**

具体的には、下記「1.」から「3.」のすべてを満たす世帯について支給対象となります。

1. 基準日（令和4年9月30日）における住民登録がある世帯であること
2. 「1.」の世帯に属するすべての世帯員が令和4年度住民税非課税であること
3. 世帯員の全員が、住民税が課税されている者に扶養されている者からなる世帯ではないこと

[※]「3.」については、例えば、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外となります。

**Q.住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではないものが1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。また、この取り扱いは生活保護世帯についても同様ですか。**

世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、支給対象外となります。

生活保護世帯についても、同様に、世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、支給対象外となります。

（例）世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯（住民税非課税）の場合

	支給可否
1.ABともに子（課税）の扶養となっている	× 支給対象外
2.Aのみが子C（課税）の扶養となっている	支給対象
3.Aが子C（課税）、Bが子D（Bが扶養することで非課税）の扶養となっている	支給対象

#### Q.自分の世帯が非課税世帯かどうか知りたい。

非課税世帯で対象となる可能性がある世帯には、令和4年11月7日（月曜日）に、奄美市から「確認書」を郵送しました。

- ・住民税が課税されている方には、令和4年6月に奄美市から「納税通知書」が送付されていますのでご確認ください。
- ・給与所得がある方は、令和4年5月ごろにお勤め先を通じて「税額通知書」が送付されていますのでご確認ください。
- ・年金を受給されている方は、住民税が天引きされていないかどうか、年金振込通知書等にてご確認ください。

奄美市では、課税状況について電話ではお答えしておりません。

自身が非課税世帯かどうか確認する場合は、本人確認書類をお持ちのうえ、奄美市税務課でお尋ねください。

#### Q.基準日以降に世帯主が死亡した場合は、どのような取り扱いになりますか。

基準日（令和4年9月30日）以降に世帯主が亡くなられた場合については、以下のとおりです。

（1）確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

① 他に世帯員がいる場合

世帯員のうちから、新たに世帯主となった方が申請者となります。残った世帯員の課税・非課税状況を確認し、要件に該当した場合には申請のうえ、受給することができます。

② 単身世帯の場合

世帯自体がなくなってしまうため、支給されません。

（2）確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該世帯主に支給され、他の相続財産とともに相続の対象となります。

## ウ. 家計急変世帯の方

### Q.非課税世帯並の収入とは、いくらですか。

奄美市の場合は、下表の金額が目安となります。（給与収入の場合）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族0名	93.0万円
1名を扶養している場合	137.8万円
2名を扶養している場合	168.3万円
3名を扶養している場合	209.9万円
4名を扶養している場合	249.9万円
障害者、未成年者、寡婦、一人親の場合	204.3万円

### Q. 非課税世帯並収入は、どういう計算で算出しますか。

令和4年1月から令和4年12月の間で、任意の1か月間の収入を年収に換算（12倍）します。任意の1か月は、この期間内であれば、どの月を選定しても構いません。

### Q.収入が減少したことが確認できる書類は、どういうものですか。

給与収入の場合は、給与明細書や給与支払証明書、源泉徴収票などです。  
事業収入、不動産収入の場合は、帳簿などです。  
年金収入の場合は、年金振込通知書や公的年金の源泉徴収票などです。

### Q. 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判定することになりますか。

世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認します。